

輸出貿易管理令別表第三の三の規定により経済産業大臣が定める貨物の一部を改正する告示 新旧対照条文  
 ○輸出貿易管理令別表第三の三の規定により経済産業大臣が定める貨物（平成十三年経済産業省告示第七百五十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物は、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 （削る）</p> <p>四 （略）</p> <p>五 （略）</p> <p>六 （略）</p> <p>七 （略）</p> <p>八 （削る）</p> <p>九 （削る）</p> <p>十 輸出令別表第一の一〇の項（四）に掲げる貨物であって、貨物等省令第九条第八号イ（一）1、（二）1又は（三）に該当するもの</p> <p>十一 （略）</p>	<p>輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物は、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 削除</p> <p>四 削除</p> <p>五 （略）</p> <p>六 （略）</p> <p>七 （略）</p> <p>八 （略）</p> <p>九 （略）</p> <p>十 削除</p> <p>十一 削除</p> <p>十二 削除</p> <p>十三 削除</p> <p>十四 削除</p> <p>十五 （略）</p> <p>十六 （略）</p> <p>十七 輸出令別表第一の一〇の項（四）に掲げる貨物であって、貨物等省令第九条第八号イに該当するもの</p> <p>十八 （略）</p>

十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十
(略)	(略)	輸出令別表第一の十の項(九の二)に掲げる貨物であつて、貨物等省令第九条第十一号の二イに該当するもの	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
十九	二十	(新設)	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六
(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

貿易関係貿易外取引等に関する省令第九條第二項第七号ハ及び第八号ハの規定に基づく經濟産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四條第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。）の開發、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合の一部を改正する告示 新旧対照条文

○貿易関係貿易外取引等に関する省令第九條第二項第七号ハ及び第八号ハの規定に基づく經濟産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四條第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。）の開發、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合（平成二十年經濟産業省告示第百八十七号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後

貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九條第二項第七号ハ及び第八号ハの規定により經濟産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号。以下「輸出令」という。）別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四條第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。以下同じ。）の開發、製造又は使用（以下単に「開發等」という。）のために利用されるおそれがある場合は、その取引に関する契約書若しくは取引を行おうとする者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下これらを総称して単に「文書等」という。）において、当該技術が同欄に掲げる貨物の開發等のために用いられることとなる旨記載され、若しくは記録されているとき、又は取引を行おうとする者が、当該技術が同欄に掲げる貨物の開發等のために用いられることとなる旨当該取引の相手方若しくは当該技術を利用する者若しくはこれらの代理人から連絡を受けたときとする。ただし、次のいずれかに掲げる場合はこの限りでない。

現 行

貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九條第二項第七号ハ及び第八号ハの規定により經濟産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号。以下「輸出令」という。）別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四條第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。以下同じ。）の開發、製造又は使用（以下単に「開發等」という。）のために利用されるおそれがある場合は、その取引に関する契約書若しくは取引を行おうとする者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下これらを総称して単に「文書等」という。）において、当該技術が同欄に掲げる貨物の開發等のために用いられることとなる旨記載され、若しくは記録されているとき、又は取引を行おうとする者が、当該技術が同欄に掲げる貨物の開發等のために用いられることとなる旨当該取引の相手方若しくは当該技術を利用する者若しくはこれらの代理人から連絡を受けたときとする。ただし、次のいずれかに掲げる場合はこの限りでない。

一〇八 (略)

(削る)

(削る)

別表 (略)

一〇八 (略)

九 テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法(平成二十年法律第一号)に基づく補給支援活動(同活動に付随して防衛省設置法第四条第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。)の用に供するために役務の提供を行う場合

十 イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法(平成十五年法律第三十七号)に基づく対応措置(同活動に付随して防衛省設置法第四条第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。)の用に供するために役務の提供を行う場合

別表 (略)

輸出貿易管理令第四条第一項第二号のホ及びへへの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物の一部を改正する告示 新旧対照条文  
 ○輸出貿易管理令第四条第一項第二号のホ及びへへの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物（平成十二年通商産業省告示第七百四十六号）（傍線部分は改正部分）

改正後

現行

一 無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物であつて、次に掲げるもの（1から5までの項に規定する貨物であつて北朝鮮を仕向地とするものを除く。）

1 5 7 (略)

8 輸出貿易管理令別表第一の二の項の中欄に掲げる貨物であつて貨物等省令第一条第二十二号ロ（四）に該当するもの、同表の三の項の中欄に掲げる貨物であつて貨物等省令第二条第二項第二号若しくは第七号に該当するもの又は同表の五の項の中欄に掲げる貨物であつて貨物等省令第四条第二号イに該当するもののうち、他の貨物を運搬するために使用される貨物として輸入した貨物であつて、輸入した後返送のため輸出するもの（特定地域を仕向地として輸出する貨物を除く。）

9 (略)

二 無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物であつて、次に掲げるもの（5及び6の項に規定する貨物であつて北朝鮮を仕向地とするものを除く。）

1 (略)

(削る)

一 無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物であつて、次に掲げるもの（1から5までの項に規定する貨物であつて北朝鮮を仕向地とするものを除く。）

1 5 7 (略)

8 輸出貿易管理令別表第一の二の項の中欄に掲げる貨物であつて貨物等省令第一条第二十二号ロ（四）に該当するもの、同表の三の項の中欄に掲げる貨物であつて貨物等省令第二条第二項第二号若しくは第七号に該当するもの又は同表の五の項の中欄に掲げる貨物であつて第四条第二号イに該当するもののうち、他の貨物を運搬するために使用される貨物として輸入した貨物であつて、輸入した後返送のため輸出するもの（特定地域を仕向地として輸出する貨物を除く。）

9 (略)

二 無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物であつて、次に掲げるもの（5及び6の項に規定する貨物であつて北朝鮮を仕向地とするものを除く。）

1 (略)

2 テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法（平成二十年法律第一号）に基づく補給支援活動の用に供するために自衛隊が輸出する貨物であつて、当該

(削る)

7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 |

(略) (略) (略) (略) (略) (略)

3 | 補給支援活動の終了後本邦に輸入すべきもの

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法(平成十五年法律第百三十七号)に基づき対応措置の用に供するため自衛隊及び関係行政機関(同法第三条第一項第三号に規定する関係行政機関をいう。)が輸出する貨物であつて、当該対応措置の終了後本邦に輸入すべきもの

9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 |

(略) (略) (略) (略) (略) (略)